

児童心理司の業務の柱

子どもと保護者に関する 1 アセスメント 2 心理ケア 3 コンサルテーション

1 アセスメント

子どもやその家族に生じている問題を、心理の専門性をもとにして、心理面接や観察、標準化された心理検査等を用いて、明確化すること

【児相のアセスメントの特徴】

- 心理学的立場からみたてた援助方針のケースワークへの、組み込み
- 援助方針決定後における節目ごとの再アセスメント
- 虐待や非行、知的障害など、法的に耐えられるアセスメントの必要性

【アセスメントで行うこと】

- 子どもの心理的状況・発達状況の把握
- 家庭の機能の状況の把握・親の心理的状況の把握



- 児相としてのケースワーク・援助方針への組み込み
- 心理ケアの目標設定と方法
- 養育家庭委託の課題整理と支援
- 精神科診断の必要性の要否の判断
- 保護者支援の方策検討
- 家庭復帰の課題整理に向けて協働

2 心理ケア（治療・指導）

アセスメントに基づいて、様々な技法を用いて働きかけることにより心理的課題の改善を図ること

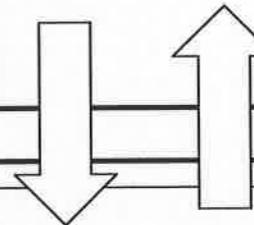
【児相の心理ケアの特徴】

- 子どもの社会的適応の改善
- 精神科医療や他機関心理と連携、役割分担
- 援助方針決定後のケアの進行管理

- 家族関係の再構築を支援
- 家庭復帰プログラムと連携
- 治療指導課におけるケア担当者との連携

【心理ケアで行うこと】

- 目標：安心感の醸成・愛着・対人関係の安定・自己評価の改善・攻撃性のコントロール・ソーシャルスキルの習得・家族関係の再構築等
- 対象：子ども及び保護者
- 方法：①個別ケアまたはグループ指導
②通所または施設訪問・家庭訪問
③メンタルフレンドの活用
- 技法：支持的面接・プレイセラピー・心理教育・認知行動療法等
- 施設心理等関係機関の心理と役割分担
- 必要なケースは、精神科医療と連携
- 治療指導課におけるケア：①宿泊・通所治療指導
②家族再統合のための援助事業



3 コンサルテーション

より効果的な援助を行うために、アセスメント内容や援助方針をもとに、子どもや家庭を取り巻く学校や地域の人々に働きかけ調整すること

【児相のコンサルテーションの特徴】

個別ケースのコンサルテーションに加えて、児童福祉司と協働して、区市町村・関係機関等に対する心理の専門性に基づいた技術支援

【コンサルテーションで行うこと】

- 施設職員の養育支援／養育家庭里親支援／再統合・家庭復帰ケースの支援
- 個別ケースの関係者会議において、心理の専門性に基づいた技術支援
- 要保護児童対策連絡協議会等において、心理の専門性に基づいた技術支援
- 治療指導課による施設巡回支援事業

法的対応【法的に耐えられる内容であることが必要】

○28条ケース等

虐待ケースなど介入方法や、危険度、分離の根拠についての心理的アセスメント
指導勧告後の親子心理ケアプログラムの作成と実施

○知的障害（愛の手帳）診断認定業務

○非行ケース等
家裁送致ケースにおける心理的アセスメント